

第5章 進行管理

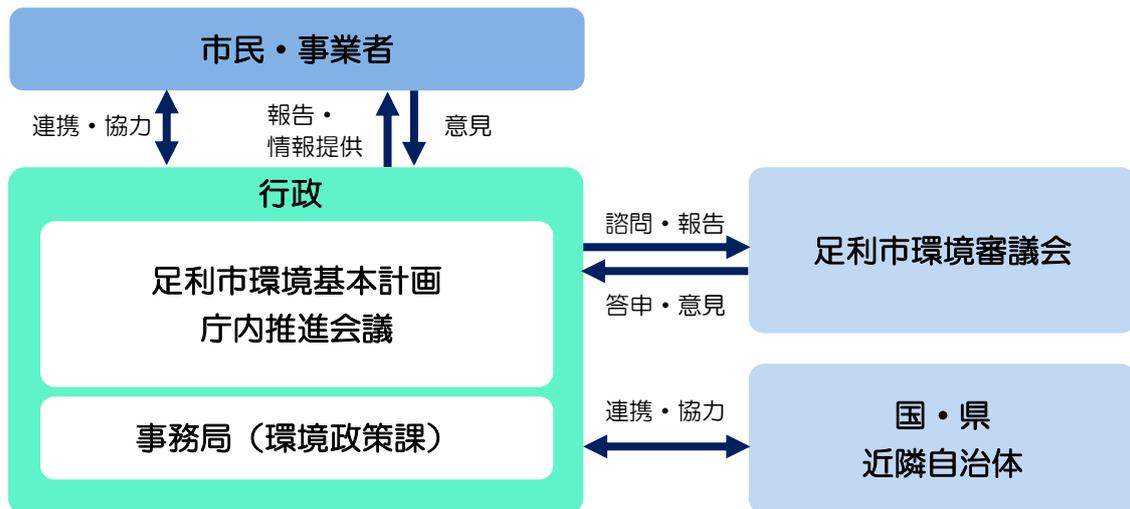
Chapter 5

第5章 進行管理

Chapter 5

第1節 計画の推進

本計画策定後の実効性を確保するためには、市民、事業者、市がそれぞれの役割を深く理解し、協働して計画を推進していくことが重要です。そのため、以下に示す体制を整備し、着実な推進を目指します。



足利市環境審議会

本市では、足利市環境基本条例第17条に基づき、環境審議会を設置しています。学識経験者、市議会議員、関係行政機関の職員から構成され、本市の環境基本計画の策定及び変更に関する事項、環境の保全に関する基本的な事項について審議します。

市は本計画の進捗状況を審議会に報告し、点検・評価を受けるとともに意見を聴取します。

庁内における推進体制

本計画の効果的な推進と全庁的な合意形成を行うため、関係各課の長で構成する「足利市環境基本計画庁内推進会議」を設置しています。重点プロジェクトをはじめとする各施策について、各課の連携のもと、総合的、計画的な観点に立った取り組みを進めます。

施策の決定及び進行状況については環境審議会への諮問・報告を行い、答申・提言を尊重した施策を実行します。

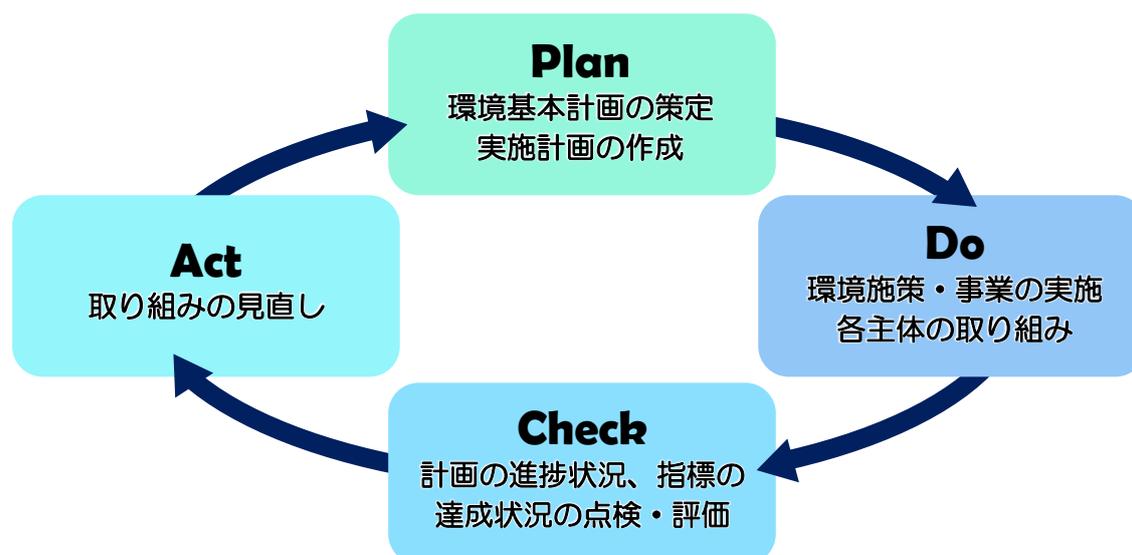
国、県及び近隣自治体との連携、協力

環境問題は、市域のみならず広域的な視点で取り組むことが重要です。特に、地球温暖化対策、外来生物対策、森林の保全・整備等、広域的視点から取り組むことが効率的・効果的な対策については、県や近隣自治体と連携して推進していくとともに、積極的に情報交換や意見交換を図ります。

第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルを原則とした環境マネジメントシステムの考え方を基本とします。

市は、年次計画に基づく施策や事業を計画的に推進するとともに、毎年度の施策・事業の進捗状況、目標の達成状況及びその評価・分析結果等を取りまとめ、「足利市環境審議会」に報告するとともに、年次報告書や市ホームページなどを通じて市民に公表します。



Ashikaga City Environmental Master Plan